

○臨時船舶建造調整法

1. 案内情報

①手続名	船舶の建造又は重要な改造の許可 船舶建造許可事項又は重要な改造の許可事項の変更承認
②手続根拠	臨時船舶建造調整法第2条・第4条第1項 臨時船舶建造調整法施行令第1条・第2条 臨時船舶建造調整法施行規則第1条・第2条・第3条・第4条・第5条 ・第6条・第7条・第8条
③手続対象者	造船事業者
④提出時期	総トン数 2500 トン以上又は長さ 90メートル以上の鋼製の船舶の建造 (改造) 着手前 (建造又は改造許可)
⑤提出方法	船舶の建造許可に係る申請書を作成し、造船事業者の主たる事務所又は 工場の所在地を管轄する地方運輸局長等を経由し、国土交通大臣へ提出 してください。
⑥手数料	なし
⑦添付書類・部数	○船舶の建造の許可 添付書類 ・一般配置図 ・製造仕様の概要を記載した書面 ・作業計画を記載した書面 ・注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面 ・当該建造に係る契約書の写し 部数 ・設計図面、製造仕様書は1部。その他は2部。 ○重要な改造の許可 添付書類 ・当該改造に係る設計図面 ・注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面 ・当該改造に係る契約書の写し 部数 ・設計図面、製造仕様書は1部。その他は2部。 ○許可事項の変更承認 添付書類 ・当該変更によりその内容に変更が生じたものについて、その変更部 分を明らかにした図面又は書類 部数 ・設計図面、製造仕様書は1部。その他は2部。 (具体的な様式等については、工場等の所在地を管轄する地方運輸局等 にお問い合わせ下さい。)
⑧申請書様式	船舶建造 (改造) 許可申請書、 船舶建造 (改造) 許可事項変更承認申請書 (具体的な様式等については、工場等の所在地を管轄する地方運輸局等 にお問い合わせ下さい。)

⑨記載要領・記載例	造船事業者の主たる事務所又は工場の所在地を管轄する地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
-----------	--

2. 窓口情報

①提出先	国土交通省海事局造船課 03-5253-8111(内線 43-733) 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 0134-27-7214 東北運輸局海事振興部海事産業課 022-791-7512 関東運輸局海事振興部船舶産業課 045-211-7223 北陸信越運輸局海事部海事産業課 025-244-6113 中部運輸局海事振興部船舶産業課 052-952-8020 近畿運輸局海事振興部船舶産業課 06-6949-6425 神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課 078-321-3148 中国運輸局海事振興部船舶産業課 082-228-3679 四国運輸局海事振興部船舶産業課 087-825-1185 九州運輸局海事振興部船舶産業課 092-472-3158 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454
②受付時間	提出先にお問い合わせ下さい。
③相談窓口	造船事業者の主たる事務所又は工場の所在地を管轄する地方運輸局等

3. 手続情報

①審査基準	臨時船舶建造調整法第3条・第4条第2項
②標準処理期間	3週間
③不服申立方法	(行政不服審査法の規定による。)